

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年七月九日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第四十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>（災害発生市町村等の長による救助に関する事務の処理） 第十一条 法第十三条第一項の規定に基づき救助に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととする場合においては、当該災害発生市町村等の長は、令第十七条に定めるところによるほか、第三条から第六条まで及び第九条に定めるところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p>	<p>（災害発生市町村等の長による救助に関する事務の処理） 第十一条 法第十三条第一項の規定に基づき救助に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととする場合においては、当該災害発生市町村等の長は、令第十七条に定めるところによるほか、第三条から第六条まで及び第九条に定めるところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p>
<p>（繰替支弁金の払戻請求） 第十二条 法第三十条の規定により救助の実施に要する費用の一時繰替支弁をした災害発生市町村等がその費用を請求しようとするときは、繰替支弁金払戻請求書に証拠書類を添付して知事に提出するものとする。</p>	<p>（繰替支弁金の払戻請求） 第十二条 法第三十条の規定により救助の実施に要する費用の一時繰替支弁をした災害発生市町村等がその費用を請求しようとするときは、繰替支弁金払戻請求書に証拠書類を添付して知事に提出するものとする。</p>
<p>別表第一（第二条関係） 救助の程度、方法及び期間 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 （一）避難所 （1）・（2）略 （3）避難所の設置のために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消</p>	<p>別表第一（第二条関係） 救助の程度、方法及び期間 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 （一）避難所 （1）・（2）略 （3）避難所の設置のために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消</p>

耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(4) 略

(5) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から別に定める日までの期間とする。

(二) 略

二〇五 略

六 被災した住宅の応急修理

(一)・(二) 略

(三) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合にあつては、六月以内）に完了するものとする。

七〇十二 略

十三 救助 のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(一) 救助 のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費

として、一人一日当たり三百三十円以内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(4) 略

(5) 避難所 を開設することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする

(二) 略

二〇五 略

六 被災した住宅の応急修理

(一)・(二) 略

(三) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了するものとする。

七〇十二 略

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

<p>(1) 被災者（法第二条第二項の規定による救助にあつては、避難者）の避難に係る支援</p> <p>(2) 略</p> <p>(二) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>	<p>(1) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(2) 略</p> <p>(二) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。